

生活福祉資金

東日本大震災による被災世帯のみなさまへ

生活復興支援資金のご案内

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

※社会福祉協議会のことを「社協」と表記しています。

この貸付制度は、東日本大震災により被災し京都府に避難されてきた低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合も含む）に、一時的に必要なとなる経費の貸付けを行うことにより、生活の復興を支援することを目的とします。

- ◆ 相談の受付は平成23年8月8日（月）よりお住まいの市区町村社協ではじめます。◆
相談予約が必要な場合がありますので、詳しくは市区町村社協まで問合せください。

◆ 貸付対象

次の（１）及び（２）の両方に該当する世帯で、京都府に避難されてきた生計中心者として。

（１）東日本大震災により被災された世帯（次のうちのいずれか）

①「り災証明書」または「被災証明書」の交付を受けた世帯。

（震災には、平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震、平成23年3月16日に静岡県で発生した地震も含む。）

②震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることが確認できる世帯。

（２）震災前まで生計を維持していた低所得世帯または震災により低所得になった世帯

※り災証明書または被災証明書が未交付の場合、交付申請書の写しにより貸付対象となります。ただし、一時生活支援費の貸付期間は3か月以内となります。

※借入申込者は原則として20歳以上の生計中心者として。

※外国人である場合は永住者、特別永住者、定住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者の方を対象とします。

次の場合は貸付対象となりません。

- 震災前から就労収入がなかった場合
- 現在、病気療養中で求職活動の困難な場合
- 生活福祉資金、離職者支援資金の貸付を受け延滞中の場合
- 生活福祉資金、離職者支援資金の連帯保証人になっている場合
- 一時生活支援費において、公的給付受給世帯（生活保護、失業等給付、訓練・生活支援給付、年金等）の場合
（※失業等給付は受給資格がある場合、年金は申請中の場合も対象となりません。）
- すでに葬注、購入、支払済みの場合（生活再興費、住宅補修費の貸付の場合）
- 多額の貯蓄等を有する場合
- 多額の負債がある場合、破産手続き中など法的整理中の場合。これから自己破産を予定している場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の場合

◆ 貸付条件

資金の種類

■ 一時生活支援費

生活の復興の際に必要な当面の生活費をお貸しします。

貸付上限額

月額20万円以内（単身世帯は15万円以内）

貸付月額、貸付上限額または被災による世帯収入の減少額のいずれか低い方の額とします。

生活保護、失業等給付、訓練生活支援給付、年金等の公的給付を受給している世帯は対象となりません。

貸付期間 6か月以内

※り災証明書または被災証明書が未交付の場合

交付申請書の写しの提出が必要です。貸付期間が3か月以内となります。

後日、り災証明書または被災証明書の原本の提出により、貸付期間を3か月以内から6か月以内に変更することができます。

■ 生活再建費

住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用をお貸しします。

貸付限度額 80万円以内で最小限必要と認められる額

※家具什器の購入は品目ごとに目安額を設けています。

※自動車購入は京都府社協が必要と認めた場合に限りです。また貸付条件があります。

※お店からの購入に限りです。すでに購入されたものは対象となりません。

■ 住宅補修費

被災元の自宅を補修する場合に必要な費用をお貸しします。

貸付限度額 250万円以内

※住宅補修費は、原則として、災害弔慰金法にもとづく「災害援護資金」の貸付を受けている、または受けようとする世帯は対象となりません。

※住宅補修費は被災元の自宅がある市町村の社協においてのみ借入申込みができます。

※詳しい内容は被災元の市町村社協におたずねください。

貸付利子

いずれの資金も次のようになります。

●連帯保証人を立てる方：無利子

●連帯保証人がいない方：年1.5%

据置期間

●一時生活支援費

最終貸付月の翌月から1年以内。

ただし、申出により2年まで延長できます。延長を希望される場合は、京都府社協へ相談ください。

●生活再建費・住宅補修費

貸付月(一時生活支援費と併せて貸付けている場合は一時生活支援費の最終貸付月)の翌月から1年以内。

ただし、申出により2年まで延長できます。延長を希望される場合は、京都府社協へ相談ください。

償還期間

貸付金額により、据置期間経過後、次の期間となります。

50万円以下	5年以内
150万円以下	10年以内
250万円以下	15年以内
250万円超	20年以内

◆ 申し込み手続き

申込相談窓口は京都での居住地の市区町村社協となります。

借入申込書に次の必要な書類を添付して、居住地の市区町村社協にお申し込みください。

ただし、住宅補修費の申込相談窓口は被災元の自宅のある市町村社協です。

お申し込み後、京都府社協において審査を行いますので、お申し込みから貸付可否決定・送金までには一定の時間を要します。

◆ 申し込みに必要な書類

次に示す書類が必要です。同じ書類が重複する場合は1部で結構です。

ただし、京都府社協が必要と判断したときは、さらに下欄以外の書類等の追加提出をお願いすることがあります。追加書類を提出いただけない場合は審査できませんのでご了承ください。なお、ご用意できない書類がある場合はご相談ください。

事 項	添付書類 (例示) 及び説明
①借入申込書	借入申込者、連帯借受人、連帯保証人のそれぞれの自署による署名・押印が必要です。
②本人確認ができるもの	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、または顔写真が貼付された証明書で府社協会長が認めるもののいずれか。
③世帯の状況が明らかになる書類	京都における世帯員全員の住民票(直近3か月以内の発行)の原本 ※被災元の住所地から住民票を移転されていない場合は、別途、現住所地での居住確認が必要となります。その場合、別途賃貸借契約書等の提出をお願いしたり、自治体や関係機関等に照会し確認することがあります。 ※借入申込者及び世帯員、連帯保証人が外国人の場合は、外国人登録原票記載事項証明書の原本が必要です。

④現在（震災後）の世帯の収入状況を確認するための書類		<p>・現在、収入がある場合 源泉徴収票、直近3か月分の給与明細書 等</p> <p>・震災による失業あるいは休業により、現在、収入がない場合 廃業届、源泉徴収票、雇用保険受給資格者証、離職票 離職直前の雇用主が発行する離職証明書（休業証明書） 給与未払証明書 等</p> <p>※生計中心者（借入申込者）及び収入のある世帯員全員の収入状況がわかる書類が必要です。 ※失業あるいは休業の場合は、会社名・所在地・電話番号、及び、失業あるいは休業した時期がわかる書類であること。</p>
⑤震災前の世帯の収入状況を確認するための書類（生計を維持していたことがわかる書類）		<p>源泉徴収票、直近3か月分の給与明細書 等</p> <p>※生計中心者（借入申込者）及び収入のあった世帯員全員の収入状況がわかる書類が必要です。</p>
⑥東日本大震災により被災したことが証明できるもの		<p>り災証明または被災証明書の原本 ※未交付の場合は、交付申請書の写し（未交付の場合、一時生活支援費の貸付期間は3月以内となります。）</p>
生活 再建費	⑦家具什器の購入や転宅に要する費用が確認できるもの	<p>①見積書 ※貸付決定後、領収書の写しが必要</p> <p>②不動産賃貸借に係る書類 見積書、重要事項説明書、賃貸契約書等</p> <p>③自動車購入に係る書類 見積書、自動車保管場所確認書ほか関係書類、運転免許証 ※貸付決定後、領収書および自動車検査証の写しが必要</p>
住宅 補修費	⑧住宅補修の必要性等が明らかになる書類	<p>借入申し込み窓口は被災元の自宅のある市町村社協です。必要な書類等は被災元の市町村社協にご確認ください。</p>
⑨連帯保証人の資力が明らかになる書類		<p>住民税課税証明書など （連帯保証人は原則必要。ただし、無くても受付できます）</p>
⑩債務整理をしたことがある場合の書類		<p>免責決定通知、個人再生計画書</p>
⑪その他		<p>京都府社協が必要と判断したときは、上記以外の書類の追加提出をお願いします。</p>

【注】※添付書類のうち、被災証明については被災内容について審査する場合があります。
※生活保護を受給されている場合、生活再建費の貸付には保護の実施機関の意見が必要です。

◆ 連帯保証人

連帯保証人が、原則として1名必要となります。（借受人世帯とは別世帯の方）

ただし、連帯保証人が無くても申込みことができます。

連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人がいない場合は、貸付金に対して年1.5%の貸付利子がかかります。

連帯保証人は、原則として以下のいずれにも該当する必要があります。

- ①借受人と別世帯、65歳以下で、かつ借受人世帯の生活の復興のための支援と協力を熱意を有する方
- ②保証能力があると認められる収入のある方
- ③他の生活福祉資金、離職者支援資金の借受人又は連帯保証人になっていない方。

◆ 貸付の決定と手続き

貸付決定後の手続き

市区町村社協で受付けた借入申込書は、市区町村社協を経由して京都府社協で審査を行います。
貸付決定(または不承認)したときは、借受申込人および連帯保証人に貸付決定(または不承認)通知を送付します。(不承認になった場合、その理由はお答えいたしません。)

貸付決定後、ご本人であることを確認できる書類(運転免許証等)と、印鑑登録証明書(直近3か月以内の発行)、実印、送金先及び償還のための貯金通帳(借受人本人名義のもの)・金融機関届出印をご持参のうえ、市区町村社協までお越しください。

借用書に借受人、連帯借受人、連帯保証人の自署署名と実印の押印をいただきます。

同時に、貸付金を振込むための口座について「生活福祉資金貸付金口座申請書」を提出していただきます。

また、償還のための口座振替依頼書(金融機関へお届けの印鑑を押印)を提出していただきます。(償還は口座振替によるものとします。償還のための口座は「ゆうちょ銀行」または「京都銀行」でご準備ください。)

貸付金の送金

市区町村社協から借用書等の提出があった後に、京都府社協から借受人口座へ直接送金します。

貸付決定後の報告

生活再建費による家具什器等の購入等については、領収書を市区町村社協に提出していただきます。

自動車の購入については、領収書のほか自動車検査証により購入の確認をします。

領収書の提出がない場合、一時生活支援費の貸付ができないことがあります。

◆ 個人情報の取り扱い

本貸付の円滑な実施のため、貸付・償還の状況について正確に把握し、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援等を適切に行うことを目的として、個人情報を取得、利用、保有します。
また、貸付に必要な範囲で、個人情報について、全国社会福祉協議会、他の都道府県・市区町村社協、自治体、保護の実施機関等の関係機関に提供することや、関係機関から取得すること、関係機関と共有することがあります。

◆ 貸付金の償還（返済）

償還の方法

据置期間経過後、償還開始日までに「償還開始のお知らせ」をお送りしますので、償還の準備をしてください。

償還は口座振替によるものとします。

口座振替日は毎月20日です（休日の場合は翌営業日）。ゆうちょ銀行または京都銀行の借受人指定預金口座から引落をします。

残高不足などで口座振替不能となった場合、指定の払込票をお送りいたしますので、払込票で送金してください。

償還金の収納年月日は京都府社協指定の金融機関口座への入金日（蓄金原則）となります。

繰上償還

償還金は計画より早く繰り上げて償還することができます。繰上方法等について手続きが必要となりますので、繰上償還を希望される場合は京都府社協にご相談ください。

なお、「繰上償還申請書」の提出がないまま、計画より多く償還されても利子は再計算されませんのでご注意ください。この場合は、過納金の取り扱いとなり、翌月またはそれ以降の償還金（元利）として充当します。

延滞利子

最終償還期限までに償還金を支払わなかったときは、翌日から延滞元金につき年10.75%の率で延滞利子がつきます。最終償還期限の6か月前に「最終償還期限到来のお知らせ」をお届けしますので、期限に遅れないように償還してください。

償還完了

貸付金の償還を完了したときは、完了通知とともに借用書及び印鑑登録証明書をお返しします。

◆ 償還が困難なとき

やむを得ない事情で、償還が著しく困難と認められたときは、所定の手続き、審査を経て償還を一時猶予したり、償還金額の変更をすることができます。

困ったこと、わからないことがありましたら、京都府社協にご相談ください。

京都府社協福祉部民生課 電話 075-252-6293

FAX 075-252-6310

◆ ご利用にあたって気をつけていただきたいこと

貸付には審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。
生活福祉資金は給付ではなく貸付であり、償還（返済）いただく必要があります。
虚偽の申請等不正な申込みと判断した場合は警察に通報します。

【変更があったときの届出】

借受人、連帯借受人、連帯保証人に次の事情が生じたときは、速やかに京都府社協に連絡し、必要な届出をしてください。

- ①住所、連絡先（電話番号等）を変更したとき
- ②改名、改姓をしたとき（印鑑登録証明書を添付）
- ③借受期間中に就職したとき
- ④死亡または行方不明になったとき（債務を代行する人の氏名、住所を届ける）
- ⑤天災、火災その他重大な災害を受けた時
- ⑥病気・療養中であるとき
- ⑦破産申立中、破産手続開始決定、免責決定を受けたとき、任意整理、特定調停、民事再生手続中のとき
- ⑧生活保護等他の公的な給付または貸付が決定したとき

【貸付の停止】

前項に記載する届出があったとき、または届出がなくともその事実が判明したとき、社協による相談・支援に従わないときは、将来に向かって貸付を停止し、または貸付内容を変更することがあります。

【一括償還等】

次のいずれかに該当すると京都府社協が判断した場合には、貸付金の一括償還を求めることがあります。

- ①貸付金を他に流用したとき
- ②社協による相談・支援に従わなかったとき
- ③虚偽による申込その他不正な手段で貸付を受けたとき
- ④故意に貸付金の償還を怠ったとき

【諸経費負担】

貸付申込に必要な経費や諸届の郵送料、その他の手続に要した交通費などは全て借入申込人の負担となります。

総合支援資金との関係

- 総合支援資金とは、失業等により生計の維持が困難になった世帯を対象に相談支援と生活費等の貸付により生活再建の支援を行うものです。
- 被災県から京都府に避難している世帯で、総合支援資金の貸付期間中のときは、貸付期間が終了後において一時生活支援費を申し込むことができます。
- 被災県において借受けた総合支援資金（生活支援費）が償還期間中（据置期間中を含む）の世帯は、一時生活支援費を申し込むことができます。
- 被災県から京都府に避難している世帯で、生活福祉資金を借受けたことのない世帯は、生活復興支援資金を優先して申し込みしていただきます。なお、生活復興支援資金の貸付期間が終了後、失業等により生計の維持がむずかしい場合は、総合支援資金を申し込むことができます。
- り災証明や被災証明がない場合で、失業等によりお困りの方については総合支援資金の対象となる場合があります。
 - ・総合支援資金の申込相談窓口はお住まいの市町村社協です。
京都市内にお住まいの方は京都市社協（☎ 075-354-8709）にご相談ください。
 - ・総合支援資金を申込まれる場合、原則として住民票が京都府の居住地にあることが必要です。
 - ・総合支援資金には、一定の貸付条件があります。

京都府・市区町村社会福祉協議会一覧

詳しくは、避難先の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

社協名	郵便番号	所在地	電話番号
京都市北区	603-8143	北区小山上総町3	075-441-1900
京都市上京区	602-8247	上京区葎屋町通中立売下る北俣町317	075-432-9535
京都市左京区	606-8103	左京区高野西開町5 左京合同福祉センター内	075-723-5666
京都市中京区	604-8316	中京区大宮通御池下る三坊大宮町121-2 中京区地域福祉センター内	075-822-1011
京都市東山区	605-0863	東山区東大路通五条上る梅林町576 「やすらぎ・ふれあい館」内	075-551-4849
京都市山科区	607-8344	山科区西野大手先町2-1 山科総合福祉会館内	075-593-1294
京都市下京区	600-8166	下京区花屋室町西入乾292 下京総合福祉センター内	075-361-1881
京都市南区	601-8321	南区吉祥院西定成町32 南老人福祉センター内	075-671-0709
京都市右京区	616-8105	右京区太秦森ヶ前町22-3 右京合同福祉センター内	075-865-8567
(京北事務所)	601-0251	右京区京北周山町下寺田1-1	0771-82-0527
京都市西京区	615-8083	西京区桂良町23-4	075-394-5711
京都市伏見区	612-8318	伏見区祇子屋町544 伏見社会福祉総合センター内	075-603-1287
(醍醐分室)	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1 京都市醍醐老人福祉センター内	075-575-2070
福知山市	620-0035	福知山市宇内記10番地の18 福知山市総合福祉会館内	0773-23-3573
(三和支所)	620-1442	福知山市三和町千束375 東部保健福祉センター内	0773-58-3713
(夜久野支所)	629-1322	福知山市夜久野町平野1030 ふれあいの里福祉センター内	0773-38-9000
(大江支所)	620-0305	福知山市大江町波美235 老人福祉センター舟越会館内	0773-58-0224
舞鶴市	625-0087	舞鶴市宇余部下1167 舞鶴市中総合会館内	0773-62-7044
綾部市	623-0012	綾部市川糸町南古屋敷5番地の1 綾部市福祉ホール内	0773-43-2881
宇治市	611-0021	宇治市宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館内	0774-22-5660
宮津市	626-0041	宮津市宇鶴賀2085 宮津市福祉センター内	0772-22-2090
亀岡市	621-0806	亀岡市余部町樋又61-1 ガレリアかめおかふれあいプラザ内	0771-23-6711
城陽市	610-0121	城陽市寺田東ノ口17 城陽市福祉センター内	0774-56-0909
向日市	617-0002	向日市寺戸町西野辺1-7 向日市福祉会館内	075-932-1960
長岡京市	617-0833	長岡京市東神足二丁目3-1 長岡京市総合生活支援センター2階	050-7105-8508
八幡市	614-8093	八幡市八幡三本橋59-9 福祉商工会館内	075-983-4450
京田辺市	610-0332	京田辺市興戸犬伏5-8 京田辺市立社会福祉センター内	0774-62-2222
京丹後市	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷3450 京丹後市弥栄庁舎内	0772-65-2100
(峰山支所)	627-0012	京丹後市峰山町杉谷891	0772-62-4128
(大宮支所)	629-2501	京丹後市大宮町口大野140 京丹後市大宮福祉会館・社協会館内	0772-64-2037
(網野支所)	629-3101	京丹後市網野町網野385-1 京丹後市網野健康福祉センター内	0772-72-0797
(丹後支所)	627-0201	京丹後市丹後町間人545-1 京丹後市丹後老人福祉センター内	0772-75-0808
(久美浜支所)	629-3411	京丹後市久美浜町振谷2371 京丹後市久美浜保健センター内	0772-82-0008
南丹市	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地 南丹市日吉はーとびあ内	0771-72-3220
(園部支所)	622-0014	南丹市園部町上本町南2番地22 南丹市園部公民館内	0771-62-4125
(八木支所)	629-0134	南丹市八木町西山崎17番地 南丹市八木デイサービスセンター内	0771-42-5480
(日吉支所)	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4	0771-72-0947
(美山支所)	601-0751	南丹市美山町島住古瀬8番地 南丹市美山基幹集落センター内	0771-75-0020
木津川市(木津支所)	619-0214	木津川市木津川端19 老人福祉センター内	0774-71-9559
(加茂支所)	619-1127	木津川市南加茂台6丁目3番地 加茂ふれあいセンター内	0774-76-4338
(山城支所)	619-0204	木津川市山城町上狛北的場12-1 福祉センター内	0774-86-4151
大山崎町	618-0091	大山崎町宇内明寺小字百々10-2 福祉センター「なごみの郷」内	075-957-4100
久御山町	613-0043	久御山町大字島田小字ミスノ11 地域福祉センター「さつき苑」内	075-631-0022
井手町	610-0302	井手町大字井手小字東前田23 老人福祉センター内	0774-82-3499
宇治田原町	610-0252	宇治田原町大字荒木小字天鳥2 老人福祉センター内	0774-88-3294
笠置町	619-1303	笠置町大字笠置小字西通90-1 老人福祉センター内	0743-95-2750
和束町	619-1212	和束町大字釜塚小字生水15 社会福祉センター内	0774-78-3312
精華町	619-0243	精華町大字南福八妻小字砂留22-1 地域福祉センター「かしのき苑」内	0774-94-4573
南山城村	619-1411	南山城村大字北大河原小字大稲葉4 南山城村保健福祉センター内	0743-93-1201
京丹波町(瑞穂支所)	622-0311	京丹波町和田中6番地1 京丹波町瑞穂保健福祉センター内	0771-86-1440
(丹波支所)	622-0213	京丹波町須知鍋倉1-1 社会福祉センター内	0771-82-0126
(和知支所)	629-1121	京丹波町本庄今福13 高齢者コミュニティセンター内	0771-84-1833
伊根町	626-0413	伊根町字泊1 老人福祉センター泊泉苑内	0772-32-0176
与謝野町(野田川支所)	629-2311	与謝野町字幾地908 老人憩の家内	0772-43-0294
(岩滝支所)	629-2262	与謝野町岩滝2272-1 与謝野町ふれあいセンター内	0772-46-5556
(加悦支所)	629-2403	与謝野町字加悦715-2 社会福祉センター内	0772-42-7553
京都市社会福祉協議会	600-8127	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町88 「ひと・まち交流館 京都」内	075-354-8732
京都府社会福祉協議会	604-0874	中京区竹屋町通鳥丸東入ル滑水町375 京都府総合社会福祉会館内5階	075-252-6293